

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、該当ページまで移動します。

<a href="#">出席議員</a> . . . . .	3
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a> . . . . .	6
<a href="#">委員会審査報告書</a> . . . . .	7
<a href="#">第 2 認定第 1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	7
<a href="#">第 3 認定第 2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計</a> <a href="#">歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	8
<a href="#">第 4 認定第 3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	9
<a href="#">第 5 認定第 4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計</a> <a href="#">歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	9
<a href="#">第 6 認定第 5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	9
<a href="#">第 7 認定第 6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について</a> . . . . .	10
<a href="#">第 8 認定第 7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について</a> . . . . .	10
<a href="#">第 9 議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</a> . . . . .	11
<a href="#">第10 議案第63号 財産の取得について</a> . . . . .	11
<a href="#">第11 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の</a> <a href="#">急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）</a> . . . . .	18
<a href="#">第12 請願第 2号 文化交流センター施設使用条件の堅持及び</a> <a href="#">事業補助金増額に関する請願書の請願撤回申出書</a> . . . . .	19
<a href="#">第13 委員会の閉会中の継続調査の件</a> . . . . .	20

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年9月利府町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野涉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

17番	羽川喜富君
-----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長	

令和2年9月定例会会議録（9月11日金曜日分）

兼農業委員会事務局長	嶋 正 美 君
上下水道課長	名 取 仁 志 君
上下水道課経営班長	郷右近 啓 一 君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐 藤 浩 幸 君
収 納 対 策 室 長 兼 収 納 整 理 班 長	鈴 木 啓 義 君
文化複合施設推進室長	近 江 信 治 君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上 野 昭 博 君
会計管理者兼会計室長	菅 野 勇 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	宮 本 利 浩 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 久 仁 子 君
生 涯 学 習 課 長	大 谷 浩 貴 君
生涯学習課図書振興班長兼図書館長	大 場 雄 文 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 英 夫 君
主 幹	大 枝 大 将 君
主 任 主 査	姉 崎 裕 子 君

---

議 事 日 程 （第5日）

令和2年9月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 第 6 認定第 5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 7 認定第 6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 8 認定第 7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について
  - 第 9 議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 第10 議案第63号 財産の取得について
  - 第11 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）
  - 第12 請願第 2号 文化交流センター施設使用条件の堅持及び事業補助金増額に関する請  
願書の請願撤回申出書
  - 第13 委員会の閉会中の継続調査の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまから、令和2年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、定例会初日にも報告しておりますが、17番羽川喜富君から療養のため、本日までの欠席届が提出されております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番鈴木忠美君、8番伊勢英昭君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第2 認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定についてまで、議事の都合上一括議題とします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（木村範雄君） 決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告します。

認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。

以上、報告します。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

最初に反対討論。9番 安田知己君。

○6番（安田知己君） 認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について反対いたします。

討論は決算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に賛成討論。14番 永野 渉君。

○14番（永野 渉君） 認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

討論の内容は決算審査特別委員会で申しあげましたので、省略します。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和元年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。11番 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。

討論については、先ほど特別委員会で述べましたので、省略します。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

討論は、先ほど決算審委員会で述べましたので、省略します。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和元年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和元年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和元年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第7号 令和元年度利府町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第9 議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、**議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、**議案第63号 財産の取得について**を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは本定例会に追加提案いたします議案1件につきまして御説明申し上げます。

議案第63号 財産の取得についてでございますが、来年7月に予定している文化交流センターの開館に向けて、新図書館に収蔵する約5万点の図書や視聴覚資料などの購入を含む開館準

備業務を先日議決をいただきました文化交流センターの指定管理者である利府みらいクリエイティブに委託するに当たり、図書館資料を取得することに関して、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 提案理由の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） それではこの資料、今朝いただいたばかりなので精査はされていませんけれども、お伺いいたします。

今の説明によりますと、準備作業ということで、全体としては2億円の準備作業の契約仮契約書になっております。それで図書、今町長から御説明ありましたがけれども、図書館資料として5万点、本と視聴覚資料ということで、1億4,694万3,500円という金額が計上されておりますけれども、この差額の部分は随意契約の理由に、本文に書いてありますけれども、開館の準備作業ということなんですが、開館の準備作業で今度5,000万円もほかに1億4,600万と2億の差ですから5,000万程度あるわけですけれども、これは何の準備作業をするのかということが1つと、それから2点目で契約そのものの話なんですけれども、確かに指定管理者の契約をしていますので、その運営についても任せてあるということで、準備についても図書の購入等もスムーズにできるということは理解できるんですけれども、基本2億の契約ということは、一般競争入札が原則でございます。それでも中身的に言うと図書という市販、汎用されているのでありますので、特に指定管理者でなくても本はどちらでも買えると。準備期間の6月30日までの納入ですから、まだ半年以上、9カ月あるわけですね。冊数とか中身はちょっと分かりませんが、どの程度の内容の本か、およそ図書館に入る、うちの図書館に入る程度の本、前予算でも上げていましたけれども、その程度の規模と承知しておりますけれども、それでも準備期間に必要だということ、この業者でやってもらうということなんですが、その理由についてももう一度説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁を願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 及川議員にお答えいたします。

ただいま御質問ありました図書の本以外の業務委託の内容につきましては、まず購入した本にカバーとかICタグなどを装備するものと、あと新しく今現在ある図書館からその本の装備

を修正しまして、そこに4万冊運搬、搬入する業務も入っています。またその中で新しく購入した本と今既存で持っている本を合わせまして、全部配架する業務も全部入っての金額となっております。

あとは随意契約した理由といたしましては、指定管理者のほうがもう4月から指定管理をやるんですけれども、確かに議員おっしゃるとおり本は誰でも買えると思うんですけれども、先ほど申したとおり、そこに装備をして7月から開館に、図書館を運営するに当たり、二度手間の内容に時間を短縮するために、指定管理者のほうに開館に向けた準備を併せてやっていただいたほうが効率よくできるということで判断したため随意契約にさせていただきました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1つ目の中身、開館前の準備作業ということで、カバーをつけるとか運搬ということなんですけれども、5,000万の金額なので、5万点ということで、それなりの移送量によってかけ算すればそんな金額になるのかなと思われましてけれども、ただ本の運搬の作業というのは、どういう工程でどれぐらいの冊数を運び出すのか。それによって期間と人の運搬のマンパワーによって、金額が変わってくると思うんですよ。だからその辺が5,000万もかかるような作業が本当に効率的にできているのかどうか。その辺の検証をしているのかどうか、それについて業者とどのような話合いをして、工程はどのように詰めていったのか、ちょっとお聞かせ願います。

それから原則そういう分かります、指定管理者がやっぱり同じところにやるというのは分かりますけれども、本が主体であれば半年間あるので、開館からじゃなくて開館前なんです。だからそこを区切って考えると、要するに市販のものであるから、誰でも買えるものであるから、そこを区切って考えれば、指定管理者の前でも特に業者を競争契約によってやることはできるんじゃないかなと考えていますけれども、その辺の考え方についてのポイントをもう一度お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 図書振興班長。

○生涯学習課図書振興班長兼図書館長（大場雄文君） 及川議員の御質問にお答えします。

本の運搬ということだったんですけれども、こちらにつきましては、購入する冊数5万冊です。こちらにつきまして、当然保管しているところから新しい図書館へ運搬ということが発生してきます。あと現在の図書館から新しい図書館に持ち込む分、こちらが2万7,000冊になっ

ておりますので、そちらの分の運搬ということで、全部で7万7,000冊分ということになります。工程につきましては、こちらのほうで分別いたしまして、業者のほうで梱包いたしまして、4月からこの図書館に順次運んでいくような流れになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 指定以外でも。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 再質問にお答えします。

2点目の随意契約した中で、やはり指定管理者のほうやったほうがいいということで、資料の搬入も含めて一連の準備業務が省力化できるということと、あと町との協議や打合せ等の時間が大幅に短縮できるんじゃないかということで効率化が図れるということ。また議員のおっしゃった本を買うだけでも、まずは選書の業務がありますので、まずどの本を買うか。ただその本が売っているか売っていないかは選書をして発注しないと、もう廃版になっているとかというのがありますので、そういったことも含めて指定管理者のほうに開館に合わせてやっていただいたほうが効率化ということで、随意契約させていただきました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） まず運搬のほうなんですけれども、これ効率よくやるために重点的にどうか、そういう話をしていると思うんですけれども、人がどれくらいマンパワー必要としているのか、2万7,000点というのは例えばトラックで何台分とか掛ける何日でできますよとか、そういうところが詰めてあると思うんですけれども、それによって金額が運送費、車の運送費とかトラックの運転手の役務費とか変わってくるものですから、5,000万もあるということはかなりすごい運搬の回数なんですね。さっきカバーと運搬と、カバーの手作業の部分については、機械作業というか簡単に、そんなに経費を要するものではないと思うんです。だからその運搬の部分がどれだけ詰めて工程を組んでいるのかということが、今冊数だけ聞いただけではちょっと想像が、何で5,000万近くかかるのかなというのが理解にちょっと苦しむところなんですね。

それから契約方法については、確かにそういうやっぱり利便性のあるところというのは大事なところの一つであります。だけれども何度も申し上げているとおり、経済性の追求というのが大事でございますので、その辺についても来年の6月30日までの契約であれば、利財政の追求というのも一つの方法ではなかったのかなと思います。これについては財務課長に最後にちょっと見解をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） それではお答えいたします。

その随意契約の考え方でございます。議員おっしゃるように随意契約については金額要件、それから様々な要件がございます。今回のこの随意契約に関しましては、再三担当のほうから申し上げているとおり、今回の資料の選定については指定管理者とそれから職員のほうが合わせて行うというのがまず一つあります。この資料の選定、資料の配架は今後指定管理者が運営するに当たっては、重大なポイントになってくるんじゃないかなと考えております。また、今回図書館という目的ですね、行政目的、これを達成するに当たって、指定管理者のほうに行わせることがその目的達成には一番いいという判断で施行令ですね、自治法の施行令に基づく随意契約をさせていただいたということでございます。

それから経済性の面については、当然おっしゃるとおりでございますので、引き続きその辺は、基本は入札でございますので、十分に検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番高久時男君。

○12番（高久時男君） その指定業者になる業者に随意契約を行ったということは理解できます。ただこれこの本の購入とこの開館準備業務委託、これ契約分けられなかったんですかね。1つ。それが1点。

それとこの開館準備業務なんですけれども、先ほど及川議員5,000万と言っていたけれども、大体4,500万ぐらいかな、細かく言うと。この4,500万の内訳を我々今回議会に出されて判断しろと言われても、なかなかできない状況です。一体期間はいつまで、どのぐらいあるのか。ここには履行期限が令和3年の6月30日となっていますけれども、一体いつがスタートなのか。その全体的な期間ね。あくまでもこの業務委託に関しては、やっぱり人件費が主なものだと思うので、そこに当たる準備期間に当たるマンパワー、人数、その辺が何人ぐらいいるのか。その辺をちょっと教えてもらわないと、なかなか判断しづらいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 高久議員にお答えいたします。

本の分と業務委託の分、分けなかったのかということなんですけれども、業務内容が関連しますので、例えば本だけ単体で買ってもその5万冊の本をどこに保管するのかとか、建築工事のほうはまだ終わっていない状況で、順次買って行くのにはその保管するところも視野に入れて指定管理者のほうにまとめて合わせた形をお願いしたということになります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。図書振興班長。

○生涯学習課図書振興班長兼図書館長（大場雄文君） スケジュールの関係なんですけれども、今回本を選ぶということで、選書業務が入っております。今後業者のほうとリストとかこちらのほうで提出をしながら、向こうのほうでも候補を提出していただいて、協議を進めていくわけなんですけれども、選書につきましては、もう契約後随時2月の下旬までこちらは業者とのやり取りが進められるということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 具体的な人数とかは分からないのね。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） すみません、お答えします。

人数とかについては、何人という設計じゃなくて、その期間内にこの業務をやってもらうのどのぐらいということでの数量を出してもらっておりますので、具体的に100人かかるか50人かかるかというのは、業者のほうにお願いする形になります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） その契約を分けなかった説明ですけれども、最初言いましたけれども、随意契約自体は否定していないんですよ。そのほうがやりやすいと思うからということですね。ただ何で物品の購入と準備の委託業務を分けられなかったかというのを聞いているわけですね。分けても別に問題ない。両方とも随意契約でやればいいわけだから。別にね。そういうことです。

それとちょっとだから開館準備業務ね、4,500万ぐらいかけているこの金額の根拠が分からないんですよ。あくまでも。期間が一体どのぐらいなのか、大体それに当たる人数がどのぐらいかかるから、大体このぐらいの積算ですというんだったら分かるけれども、ただ単純に今の答弁だと、単純にぼうとしたものしかないですよ。それでこの4,500万という金額を何で算出できたのか。その辺を聞いているわけです。もう一度お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 高久議員にお答えいたします。

なぜ図書の購入と委託を分けなかったかということと、内訳の関係なんですけれども、新図書館の資料関係の本の分が5万冊と、あと旧図書館の運搬、これが4万冊あります。あと資料の図書館の資料データ処理とか、あと新旧図書館の配架が9万点。新旧図書館のICタグとか貼りつけエンコードをやるのが9万点ということでありまして、あとそのほか開館準備業務とか施設の管理維持業務も入っておりますので、その分も入っていて一応4,500万となっております。



す。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございますか。15番遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 蔵書に関して質問したいと思います。契約のその指定管理者が日本橋の丸善系の会社だと思ひまして、非常に信用のできる場所だと思います。5万冊近くの蔵書が入るわけです。非常に大変な作業となりますし、この文化複合施設、ただただ冊数を入れればいいだけではなく、やっぱりコンセプトが大事ということは以前にも一般質問でも申し上げました。今2月下旬まで協議をするということで、その5万冊の膨大な本を購入するということに関して、今までこの町の図書館が一生懸命積み重ねてきたもの、それとのやはり競合性といひますか、この図書館の雰囲気も大事にしていきたいと思ひますし、何より心配なのが、以前指定管理者でツタヤが何件が図書館に指定管理者として入りましたけれども、そのときにもいろいろな蔵書で問題が出た、新聞等々に報道された、蔵書にふさわしくない本とか、あるいは内容的にもう古すぎてというのがどっと入ったという経緯がありますので、その辺の蔵書、選定5万点近くの蔵書がどっと、期間はあるといひあまりないと逆にこれだけの本を扱うのに、慎重にしていきたいと思ひますけれども、その辺の役場としての立場をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 図書振興班長。

○生涯学習課図書振興班長兼図書館長（大場雄文君） 購入と選定の方法ということでの御質問だと思うんですけども、購入いたします5万冊なんですけれども、購入の方法につきましては、業者のほうへまずは各分野ごとの大きな冊数リストを提示しまして、また図書館の現在持っている資料のほうも確認していただき、業者のほうの専門的な知識で蔵書が網羅できるような選書リストを作成していただいて、業者と協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 以前の質問でも児童書等々力を入れていくというお話もありました。町民の期待もかなりその部分も大きいかと思ひます。ぜひ今いらっしゃる図書業務に関わる方の力を大いに発揮していただきたいと思ひますし、この大手の丸善という非常に大手の会社ですけれども、その言いなりにならないように、ぜひ図書館の今業務をなさっている方たちは力を発揮して、本当に良いコンセプトを持った図書館にしていきたいと思ひます。お答えは結構です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第63号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、**発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）**を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（渡辺幹雄君） それでは発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）につきまして御説明いたします。

提出者は私、議会運営委員長の渡辺と、賛成者は議会運営委員会の皆様です。

提出の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

この状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

このようなことから、国に対して地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を提出するものでございます。

意見書（案）につきましては、別紙を御覧ください。

何とぞ御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

議会運営委員会委員長、席にお戻りください。これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本案意見書は議長において関係各大臣に送付いたします。

---

日程第12 請願第2号 文化交流センター施設使用条件の堅持及び事業補助金増額に関する請願書の請願撤回申出書

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、**請願第2号 文化交流センター施設使用条件の堅持及び事業補助金増額に関する請願書の請願撤回申出書**を議題とします。

本案の請願書については、令和2年7月3日に受理し、令和2年7月13日開催されました利府町議会7月臨時会において、教育民生常任委員会への付託が決議され、審議されておりましたが、請願者から令和2年9月1日付で請願撤回申出書が議長宛てに提出されたものであります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願撤回書の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって請願撤回書を許可することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年9月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦労さまでございました。

午前10時41分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年9月11日

議 長

署名議員

署名議員